

基本計画書

基本計画書																																														
事項	記入欄					備考																																								
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																													
フリガナ 設置者	コリガノイカクホウジンガイカク 国立大学法人滋賀医科大学																																													
フリガナ 大学の名称	カカクイカク 滋賀医科大学 (Shiga University of Medical Science)																																													
大学本部の位置	滋賀県大津市瀬田月輪町																																													
大学の目的	滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する																																													
新設学部等の目的	「経済財政運営と改革の基本方針2024～貨上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」及び「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、地域の医師確保等の観点から、令和8年度に一般（滋賀県地域枠）5名の医学部臨時定員増を実施するもの。																																													
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の5名の入学定員の増員は、令和8年度のみの臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和8年度における収容定員は645人である。 <table border="1"> <tr> <th>（人）</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>95</td> <td>15</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>95</td> <td>15</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>625</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>令和14年度</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>615</td> </tr> </table>	（人）	入学定員	編入学定員	収容定員	令和7年度	95	15	645	令和8年度	95	15	645	令和9年度	90	15	640	令和10年度	90	15	635	令和11年度	90	15	630	令和12年度	90	15	625	令和13年度	90	15	620	令和14年度	90	15	615
	（人）	入学定員	編入学定員	収容定員																																										
	令和7年度	95	15	645																																										
	令和8年度	95	15	645																																										
	令和9年度	90	15	640																																										
令和10年度	90	15	635																																											
令和11年度	90	15	630																																											
令和12年度	90	15	625																																											
令和13年度	90	15	620																																											
令和14年度	90	15	615																																											
医学部	年	人	年次	人			年 第 年次																																							
医学科	6	95 (90)	15	620 (615)	学士（医学）	医学関係	令和8年4月 第1年次	滋賀県大津市 瀬田月輪町																																						
看護学科	4	60	—	240	学士（看護学）	保健衛生学関係 (看護学関係)	平成6年4月																																							
計		155 (150)	2年次 15	860 (855)																																										
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)	該当なし																																													
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数																																							
		講義	演習	実験・実習	計																																									
—	—科目	—科目	—科目	—科目	—	—単位																																								
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)																																						
		教授	准教授	講師	助教	計																																								
新設	医学部 医学科	人 53 (53)	人 38 (38)	人 31 (31)	人 27 (27)	人 149 (149)	人 0 (0)	人 381 (381)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 105人																																					
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	53 (53)	38 (38)	31 (31)	27 (27)	149 (149)																																								
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																								
	小計（a～b）	53 (53)	38 (38)	31 (31)	27 (27)	149 (149)																																								
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																								
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																								
	計（a～d）	53 (53)	38 (38)	31 (31)	27 (27)	149 (149)																																								
	医学部 看護学科	10 (10)	5 (5)	2 (2)	3 (3)	20 (20)	0 (0)	49 (49)		大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人																																				
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	5 (5)	2 (2)	3 (3)	20 (20)																																								
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																								
小計（a～b）	10 (10)	5 (5)	2 (2)	3 (3)	20 (20)																																									
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																									
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																									
計（a～d）	10 (10)	5 (5)	2 (2)	3 (3)	20 (20)																																									
計	63 (63)	43 (43)	33 (33)	30 (30)	169 (169)	0 (0)	— (—)																																							

既設	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	小計（a～b）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	合計	63 (63)	43 (43)	33 (33)	30 (30)	169 (169)	0 (0)	— (—)	
	職種	専属		その他			計		
事務職員	人			人			人		
	198 (198)			255 (255)			453 (453)		
	916 (916)			150 (150)			1066 (1066)		
	5 (5)			1 (1)			6 (6)		
	2 (2)			66 (66)			68 (68)		
技術職員	0 (0)			0 (0)			0 (0)		
	計	1121 (1121)		472 (472)			1593 (1593)		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用			計		
	校舎敷地	229, 526m ²	0m ²	0m ²			229, 526m ²		
	その他	3, 492m ²	0m ²	0m ²			3, 492m ²		
	合計	233, 018m ²	0m ²	0m ²			233, 018m ²		
教室・教員研究室	校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用			計		
	33, 916m ² (33, 916m ²)	0m ² (0m ²)	0m ² (0m ²)	0m ² (0m ²)			33, 916m ² (33, 916m ²)		
図書・設備	教員研究室	教室	28室	教員研究室			208室	大学全体	
	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	学部単位で特定不能なため、 大学全体の数	
	大学全体	238, 375〔123, 343〕 (238, 375〔123, 343〕)	65, 454〔56, 613〕 (65, 454〔56, 613〕)	9, 857〔7, 588〕 (9, 857〔7, 588〕)	7, 531〔6, 294〕 (7, 531〔6, 294〕)	13 (13)	719 (719)		
	計	238, 375〔123, 343〕 (238, 375〔123, 343〕)	65, 454〔56, 613〕 (65, 454〔56, 613〕)	9, 857〔7, 588〕 (9, 857〔7, 588〕)	7, 531〔6, 294〕 (7, 531〔6, 294〕)	13 (13)	719 (719)		
	スポーツ施設等	スポーツ施設 4, 319m ²	講堂 0m ²	厚生補導施設 4, 332m ²				大学全体	
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による
	教員1人当たり研究費等	—	—	—	—	—	—	—	
	共同研究費等	—	—	—	—	—	—	—	
	図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当たり 納付金	第1年次 —千円	第2年次 —千円	第3年次 —千円	第4年次 —千円	第5年次 —千円	第6年次 —千円	—	
	学生納付金以外の維持方法の概要	—							

既設大学等の状況	大学等の名称	滋賀医科大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	医学部	年	人	年次人	人		倍		
	医学科	6	95	15	650	学士（医学）	1.02 《1.00》	昭和49 年度	滋賀県大津市瀬田月輪町
	看護学科	4	60	—	240	学士（看護学）	1.02 《0.99》	平成6 年度	
	医学系研究科								
	医学専攻博士課程	4	30	—	120	博士（医学）	1.39	昭和56 年度	
	看護学専攻 博士前期課程	2	16	—	32	修士（看護学）	1	平成10 年度	
	看護学専攻 博士後期課程	3	3	—	9	博士（看護学）	1.16	令和6 年度	
附属施設の概要	名称：医学部附属病院								
	目的：患者の健康の回復及びその維持増進を図るため、総合的な診療を行い、もつて医学の教育及び研究に資することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：昭和53年4月								
	規模等：所在地構内、建物：71,117m ²								
附属施設の概要	名称：附属図書館								
	目的：教育・研究に必要な図書雑誌並びに情報に関する資料を収集管理し、職員並びに学生の利用に供することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：昭和54年4月								
	規模等：所在地構内、建物：1,867m ²								
附属施設の概要	名称：動物生命科学研究センター								
	目的：学内教育研究施設として、医学に関する実験動物の飼育管理、系統維持、開発及び実験研究等を行うとともに、共同研究の促進を図り、もつて医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：昭和53年6月								
	規模等：所在地構内、建物：6,782m ²								
附属施設の概要	名称：実験実習支援センター								
	目的：学内教育研究施設として、医学の教育、研究に必要な設備、機器を総合的に管理することにより、共同研究の効率化を図り、もつて本学における医学の教育及び研究の向上、発展に資することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：昭和57年4月								
	規模等：所在地構内、建物：3,983m ²								
附属施設の概要	名称：神経難病研究センター								
	目的：学内教育研究施設として、先端技術を開発応用する学術研究体制を基に国際共同研究を推進し、認知症をはじめとする神経難病の病因・病態解明及び診断・治療法の開発とその臨床応用研究を推進することにより、神経難病の克服等に資することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：平成4年7月								
	規模等：所在地構内、建物：549m ²								
附属施設の概要	名称：N C D疫学研究センター								
	目的：わが国の中心的拠点として生活習慣病・認知症等の非感染性疾患（N C D）に関する最先端の疫学研究を推進し、もつて医学及び公衆衛生の発展に資することを目的とする。								
	所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町								
	設置年月：平成25年4月								
	規模等：所在地構内、建物：1,358m ²								

国立大学法人滋賀医科大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和8年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
滋賀医科大学								
医学部								
医学科	90	15	615	医学科	95	15	620	臨時定員増5
看護学科	60	—	240	看護学科	60	—	240	
計	150	15	855	計	155	15	860	
滋賀医科大学大学院								
医学系研究科								
医学専攻(4年制D)	28	—	112	医学専攻(4年制D)	28	—	112	
滋賀医科大学・マレーシア国民大学国際連携エイジングサイエンス専攻(4年制D)	2	—	8	滋賀医科大学・マレーシア国民大学国際連携エイジングサイエンス専攻(4年制D)	2	—	8	
看護学専攻(M)	16	—	32	看護学専攻(M)	16	—	32	
看護学専攻(D)	3	—	9	看護学専攻(D)	3	—	9	
計	49	—	161	計	49	—	161	

校地校舎の図面

(1) 都道府県内における位置関係



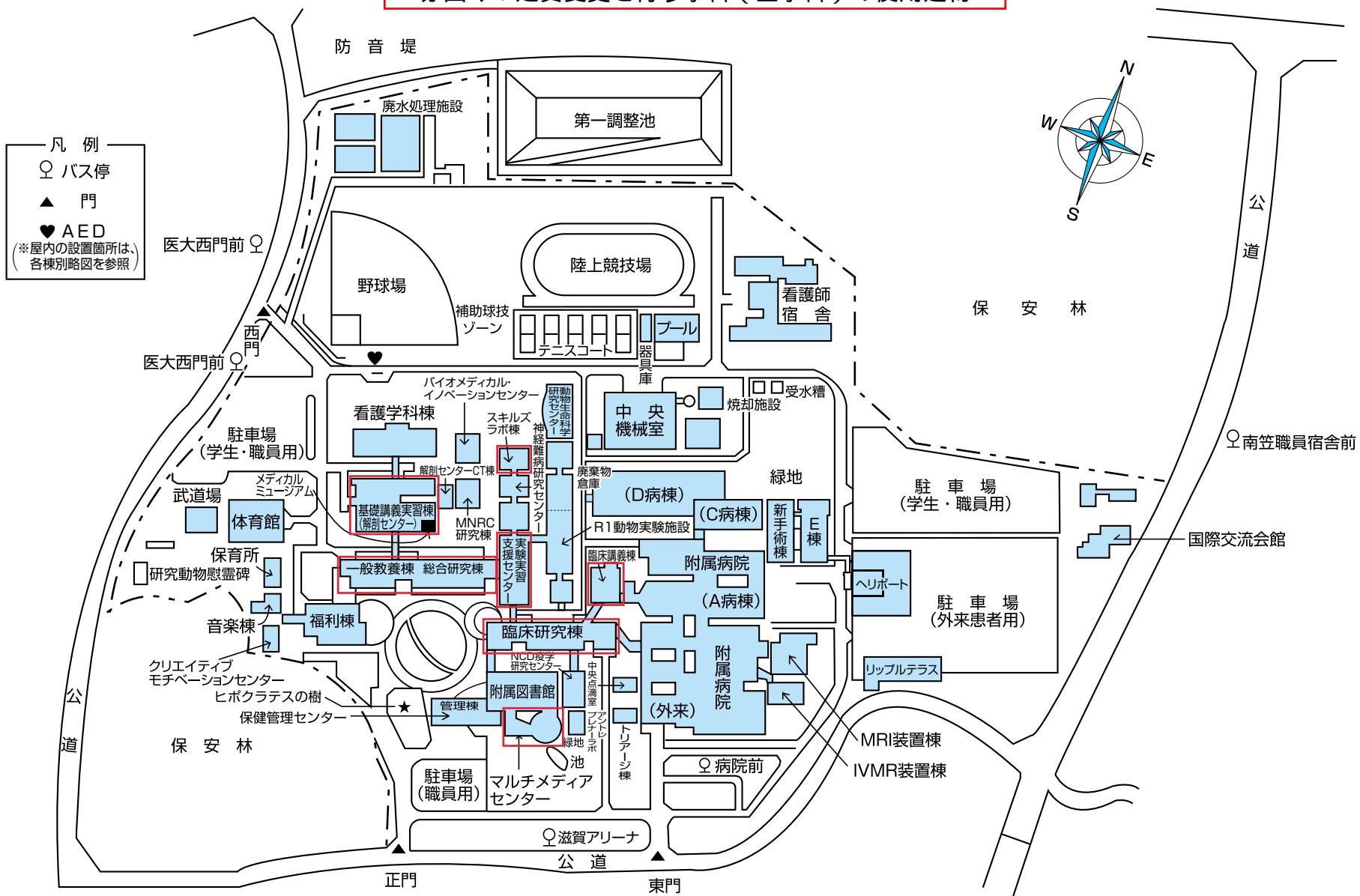
(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間



1 全体配置図

(3) 校舎、運動場等の配置図

赤囲み：定員変更を行う学科（医学科）の使用建物



国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年4月1日制定
令和 年 月 日改正

第1章 総 則

(理念)

第1条 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

(使命)

第1条の2 本学の使命は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
- (2) 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。
- (3) 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前2条の理念及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の組織及び学生定員)

第3条 本学に医学部を置く。

- 2 医学部に関する校務は、学長がつかさどる。
- 3 医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。
 - (1) 医学科は、幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え、医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し、もって医学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
 - (2) 看護学科は、幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し、広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し、もって看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
- 4 各学科に置く講座の名称は、別表のとおりとする。
- 5 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第17条第1項に掲げる教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 6 医学部医学科においては、収容定員615名、入学定員90名、第2年次編入学定員15名とし、医学部看護学科においては、収容定員240名、入学定員60名とする。

7 医学科に医学科長、看護学科に看護学科長を置き、各学科の運営を統括する。

8 医学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 医学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2) 教授会を召集し、議長となること。

(3) その他医学科の運営に関し、医学科長が必要と認めること。

9 看護学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 看護学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2) 看護学科会議を召集し、議長となること。

(3) その他看護学科の運営に関し、看護学科長が必要と認めること。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(教授会)

第5条 本学医学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座)

第6条 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座)

第6条の2 本学に、共同研究講座を設置することができる。

2 共同研究講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 附属施設

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第9条 本学に、学内教育研究施設として次のセンターを置く。

(1) 神経難病研究センター

(2) 動物生命科学研究センター

(3) NCD疫学研究センター

(4) 先端がん研究センター

- (5) 創発的研究センター
- (6) 実験実習支援センター
- (7) 医学・看護学教育センター
- (8) 解剖センター
- (9) マルチメディアセンター
- (10) アドミッションセンター

2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。

3 臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 医学部医学科の在学は、12年（第2年次編入学者にあっては、10年）を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年（第2年次編入学者

にあっては、第2年次から第4年次までの3学年において在学できる年限は、6年) を超えることができない。

2 医学部看護学科の在学は、8年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年を超えることができない。

第5章 入学及び進級

(入学、進級の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 進級の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学検定資格に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 検定料の免除の所定の申請書を受理された者については、前項の適用について、検定料を納付したものとみなす。

(入学者の選考)

第19条 学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。
- 3 入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

(医学科の編入学、再入学、転入学等)

第21条 医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次への入学を許可する。

- (1) 大学（外国の4年制以上の大学を含む。）を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。
- (2) 大学院（外国の大学院を含む。）の修士課程又は博士課程を修了した者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条 医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部医学科を中途退学した者
- (2) 他の大学の医学進学課程を修了した者
- (3) 他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

(看護学科の編入学、再入学、転入学)

第23条 削除

第24条 医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部看護学科を中途退学した者
 - (2) 他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者
 - (3) 短期大学の看護学科を卒業した者
 - (4) 学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者
 - (5) 学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者
- 2 前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

(編入学者等の取扱い)

第25条 前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、教授会の議を経て、学長が編成する。

- (1) 医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- (2) 医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 医学科の授業科目は、別に定める区分に基づいて、編成するものとする。
- 3 看護学科の授業科目は、別に定める区分に基づいて、編成するものとする。
- 4 前2項の各授業科目の名称、単位数、配当年次等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位を計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

第29条 削除

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。
- 3 医学部の教育上有益と認めるとときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

(関連教育病院)

第32条 医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(協力施設)

第33条 前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第34条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章 卒業の要件等

(履修科目的登録)

第35条 医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

(履修科目的登録の上限)

第36条 1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に配当した科目のみとする。

(授業科目的修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定)

第37条 医学部の各学科の課程における授業科目的修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

2 医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

3 医学部各学科の授業科目的試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(成績の評価)

第38条 試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評語をもって表わす。

(卒業の要件)

第39条 本学医学部の医学科に6年(第2年次編入学者にあっては、5年)以上在学し、又は看護学科に4年以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 医学部医学科においては、所定の必修科目を含めて194単位以上を修得しなければならない。

3 医学部看護学科においては、所定の必修科目を含めて125単位以上を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目的履修等)

第40条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第41条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(授業時間制をとる授業科目の取り扱い)

第43条 前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章 学位の授与

(学士の学位の授与)

第44条 第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第45条 疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学科に置くPhD-MD制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により大学院医学系研究科医学専攻博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD-MD制度の取扱いについて必要な事項は別に定める。

3 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第46条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年（医学科第2年次編入学者にあっては3年）を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

3 休学期間内に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

4 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。

3 第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者

(2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者

(5) 第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者

(6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰す

る。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第2項の規定により停学となり、その期間が3月以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。
- 5 本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続き等については、学長が別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第53条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第54条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

(研究生)

第56条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第58条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料、その他の費用

(授業料、入学料及び検定料)

第59条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。

- 2 授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。
- 3 休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

(授業料の減免、徴収猶予及び月割分納)

第60条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免及び徴収猶予)

第61条 特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第61条の2 特別な事情により、検定料の免除を申請した者については、検定料を免除することができる。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の不返還)

第62条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。
 - (1) 第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
 - (2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
 - (3) 第18条第1項に規定する検定料を納付した者が、特別な事情により、検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額
 - (4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

- (5) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章 公開講座

第63条 地域社会の発展に寄与し、教養と文化の向上に資するため、必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第14章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第64条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第39条第4項及び第5項の規定は、平成16年度及び17年度入学者から適用する。

- 3 平成15年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地

域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。

- 2 第6条の規定は、医療人育成教育研究センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入学定員は、平成29年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度
医学部	医 学 科	595 人	605 人	615 人	625 人	635 人

附 則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度
医学部	医 学 科	610 人	625 人	640 人	655 人	668 人

- 3 改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入学定員は、平成31年度までとする。

附 則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	
医学部	医 学 科	100人 (17)	97人 (15)	627人

収 容 定 員					
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644人	661人	676人	683人	685人	680人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
675人	663人	651人	639人	629人	622人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

- 5 平成 25 年度以前の医学部看護学科第 3 年次編入学者は、改正後の第 39 条第 5 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則第 3 条第 3 項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 1 月 8 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀医科大学 MR 医学総合研究センター規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び滋賀医科大学 MR 医学総合研究センター運営委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 39 条第 4 項の規定は、平成 28 年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第 39 条第 5 項の規定は、平成 30 年度医学部看護学科第 3 年次編入学者から適用する。
- 4 平成 27 年度以前の入学者については、改正後の第 39 条第 4 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 29 年度以前の医学部看護学科第 3 年次編入学者は、改正後の第 39 条第 5 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 6 滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び滋賀医科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の医学部医学科入学者及び平成 29 年度以前の医学部医学科第 2 学

年次後期編入学者については、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成30年度	平成31年度	
医学部	医学科	100人 (17)	100人 (17)	685人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
685人	673人	661人	649人	637人	625人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程(平成18年6月29日制定)及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程(平成18年6月29日制定)は廃止する。

附 則

この学則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第2項及び第4項の規定は、平成31年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定は、平成31年度入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和2年度編入学者)から適用する。
- 4 改正後の第21条及び第39条第3項の規定は、令和2年度医学部医学科第2年次編入学者から適用する。
- 5 改正後の第39条第5項の規定は、令和3年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 6 平成30年度以前の入学者については、改正後の第39条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 平成30年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者については、平成31年度以前の編入学者)については、改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成31年度以前の医学部医学科第2年次後期編入学者については、改正後の第21条及び第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 令和2年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		令和2年度	令和3年度	
医学部	医学科	95 人 (15)	95 人 (15)	678 人

収 容 定 員					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
671 人	659 人	647 人	635 人	625 人	620 人

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和3年度入学者(医学部医学科第2年次編入学

者については、令和4年度編入学者) から適用する。

- 3 改正後の第15条第2項の規定は、令和3年度入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和5年度編入学者)から適用する。
- 4 令和2年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者及び医学部医学科第2年次編入学者については、令和3年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和2年度以前の入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和4年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員
		令和4年度
医学部	看護学科	250人

- 3 令和3年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和4年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	95人 (15)	664 人	652 人
収 容 定 員				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
640人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和5年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	95人 (15)	657 人	645 人

収 容 定 員				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和6年度	令和6年度	令和7年度
医学部	医学科	95人 (15)	650 人	640 人

収 容 定 員				
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

- 改正後の第27条第2項、第3項及び第4項、第29条、第32条、第33条、第39条第2項及び第3項並びに第40条の規定は、令和6年度入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和7年度編入学者)から適用する。
- 令和5年度以前の入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和6年度編入学者)については、改正後の第27条第2項、第3項及び第4項、第29条、第32条、第33条、第39条第2項及び第3項並びに第40条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和7年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	95人 (15)	645 人	640 人

収 容 定 員				
令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和8年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	95人 (15)	645 人	640 人

収 容 定 員				
令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

別 表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座, 医療文化学講座, 解剖学講座, 生理学講座, 生化学・分子生物学講座,
病理学講座, 薬理学講座, 社会医学講座

(臨床医学講座)

循環器内科学講座, 呼吸器内科学講座, 消化器内科学講座, 血液内科学講座, 糖尿
病内分泌・腎臓内科学講座, 脳神経内科学講座, 小児科学講座, 精神医学講座, 皮
膚科学講座, 消化器・一般外科学講座, 心臓血管外科学講座, 呼吸器外科学講座,
整形外科学講座, 脳神経外科学講座, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座, 産科学婦人
科学講座, 泌尿器科学講座, 眼科学講座, 麻酔学講座, 放射線医学講座, 歯科口腔
外科学講座, 臨床検査医学講座, 救急集中治療医学講座, 総合診療学講座, 臨床腫
瘍学講座, 総合内科学講座, 総合外科学講座, 形成外科学講座, 薬物治療学講座

看護学科

基礎看護学講座, 実践看護学講座, 地域看護学講座

国立大学法人滋賀医科大学学則新旧対照表

改正理由 「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)及び「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和6年11月20日付け6文科高第1315号文部科学省高等教育局長、医政医発1119第9号厚生労働省医政局長通知)に基づき、地域の医師確保等の観点から、令和8年度に一般(滋賀県地域枠)5名の医学部臨時定員増を実施するための改正。

変更点 当該定員増は臨時につき、附則に定員数を規定する。

現 行	改 正 案																																																																								
(前 略)	(前 略)																																																																								
<p>(学部の組織及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に医学部を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 医学部医学科においては、収容定員 615 名、入学定員 90 名、第2年次編入学定員 15 名とし、医学部看護学科においては、収容定員 240 名、入学定員 60 名とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>(学部の組織及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に医学部を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 医学部医学科においては、収容定員 615 名、入学定員 90 名、第2年次編入学定員 15 名とし、医学部看護学科においては、収容定員 240 名、入学定員 60 名とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>																																																																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 科</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">入 学 定 員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">医学科</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">収 容 定 員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">678人</td> <td style="text-align: center;">671人</td> <td style="text-align: center;">659人</td> <td style="text-align: center;">647人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">収 容 定 員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和6年度</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">635人</td> <td style="text-align: center;">625人</td> <td style="text-align: center;">620人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">() 内は、第2年次編入学を外数で示す。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">医学科</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> <td style="text-align: center;">664人</td> <td style="text-align: center;">652人</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	入 学 定 員		令和2年度	令和3年度	医学部	医学科	95人(15)	95人(15)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	678人	671人	659人	647人	令和6年度	令和7年度	令和8年度	635人	625人	620人	学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	令和4年度	令和4年度	令和5年度	医学部	医学科	95人(15)	664人	652人	<p>(前 略)</p> <p>(学部の組織及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に医学部を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 医学部医学科においては、収容定員 615 名、入学定員 90 名、第2年次編入学定員 15 名とし、医学部看護学科においては、収容定員 240 名、入学定員 60 名とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 科</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">入 学 定 員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">医学科</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">収 容 定 員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">678人</td> <td style="text-align: center;">671人</td> <td style="text-align: center;">659人</td> <td style="text-align: center;">647人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">収 容 定 員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和6年度</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">635人</td> <td style="text-align: center;">625人</td> <td style="text-align: center;">620人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">() 内は、第2年次編入学を外数で示す。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">医学科</td> <td style="text-align: center;">95人(15)</td> <td style="text-align: center;">664人</td> <td style="text-align: center;">652人</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	入 学 定 員		令和2年度	令和3年度	医学部	医学科	95人(15)	95人(15)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	678人	671人	659人	647人	令和6年度	令和7年度	令和8年度	635人	625人	620人	学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	令和4年度	令和4年度	令和5年度	医学部	医学科	95人(15)	664人	652人
学 部			学 科	入 学 定 員																																																																					
	令和2年度	令和3年度																																																																							
医学部	医学科	95人(15)	95人(15)																																																																						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																						
678人	671人	659人	647人																																																																						
令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																							
635人	625人	620人																																																																							
学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員																																																																						
		令和4年度	令和4年度	令和5年度																																																																					
医学部	医学科	95人(15)	664人	652人																																																																					
学 部	学 科	入 学 定 員																																																																							
		令和2年度	令和3年度																																																																						
医学部	医学科	95人(15)	95人(15)																																																																						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																						
678人	671人	659人	647人																																																																						
令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																							
635人	625人	620人																																																																							
学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員																																																																						
		令和4年度	令和4年度	令和5年度																																																																					
医学部	医学科	95人(15)	664人	652人																																																																					

現 行				改 正 案																		
収容定員				収容定員																		
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度															
640人	630人	625人	620人	640人	630人	625人	620人															
()内は、第2年次編入学を外数で示す。																						
(中 略)				(中 略)																		
附 則																						
1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。	1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。																					
2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。	2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 部</th><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">入学定員</th><th colspan="2">収容定員</th></tr> <tr> <th>令和5年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td><td>医学科</td><td>95人(15)</td><td>657人</td><td>645人</td><td>645人</td></tr> </tbody> </table>							学 部	学 科	入学定員		収容定員		令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	医学部	医学科	95人(15)	657人	645人	645人
学 部	学 科	入学定員		収容定員																		
		令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度																	
医学部	医学科	95人(15)	657人	645人	645人																	
収容定員				収容定員																		
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度															
635人	630人	625人	620人	635人	630人	625人	620人															
()内は、第2年次編入学を外数で示す。																						
(中 略)				(中 略)																		
附 則																						
1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。	1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。																					
2 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。	2 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 部</th><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">入学定員</th><th colspan="2">収容定員</th></tr> <tr> <th>令和6年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td><td>医学科</td><td>95人(15)</td><td>650人</td><td>640人</td><td>640人</td></tr> </tbody> </table>							学 部	学 科	入学定員		収容定員		令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	医学部	医学科	95人(15)	650人	640人	640人
学 部	学 科	入学定員		収容定員																		
		令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度																	
医学部	医学科	95人(15)	650人	640人	640人																	
収容定員				収容定員																		
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度															
635人	630人	625人	620人	635人	630人	625人	620人															
()内は、第2年次編入学を外数で示す。																						
(中 略)				(中 略)																		
附 則																						
1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。	1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。																					
2 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。	2 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 部</th><th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">入学定員</th><th colspan="2">収容定員</th></tr> <tr> <th>令和7年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td><td>医学科</td><td>95人(15)</td><td>645人</td><td>640人</td><td>640人</td></tr> </tbody> </table>							学 部	学 科	入学定員		収容定員		令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度	医学部	医学科	95人(15)	645人	640人	640人
学 部	学 科	入学定員		収容定員																		
		令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度																	
医学部	医学科	95人(15)	645人	640人	640人																	

現 行				改 正 案															
収容定員				収容定員															
令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度												
635人	630人	625人	620人	635人	630人	625人	620人												
() 内は、第2年次編入学を外数で示す。																			
<u>(新設)</u>																			
附 則																			
1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。																			
2 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 部</th><th rowspan="2">学 科</th><th>入学定員</th><th colspan="2">収容定員</th></tr> <tr> <th>令和8年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td><td>医学科</td><td>95人(15)</td><td>645人</td><td>640人</td></tr> </tbody> </table>							学 部	学 科	入学定員	収容定員		令和8年度	令和8年度	令和9年度	医学部	医学科	95人(15)	645人	640人
学 部	学 科	入学定員	収容定員																
		令和8年度	令和8年度	令和9年度															
医学部	医学科	95人(15)	645人	640人															
収容定員																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>635人</td><td>630人</td><td>625人</td><td>620人</td></tr> </tbody> </table>								令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	635人	630人	625人	620人				
令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度																
635人	630人	625人	620人																
() 内は、第2年次編入学を外数で示す。																			

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	3
4. その他の取組	6
5. 都道府県との連携	8

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

滋賀医科大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、また、平成 23 年度には「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 2 名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

さらに、平成 30 年度には「平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置」に基づき平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施し、令和 2 年度には「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に基づき平成 31 年度で終了する臨時定員増 12 名のうち 5 名の入学定員について、令和 2 年度から 3 年度までの 2 年間、その他の定員と区別して選抜する方式により「地域医療枠」を設けて再度の入学定員増を実施した。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」及び「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき令和 7 年度で終了する臨時定員の 5 名を令和 8 年度の 1 年間、再度の入学定員増を行い、令和 7 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に臨時に変更する。これにあわせて、収容定員についても再度の定員増を行わなかった場合の 615 名から 620 名に臨時に変更するため学則を変更する。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念としており、また、県内唯一の医師養成機関として滋賀県内の医療を支える医師を養成し、また定着を図ってきた。しかしながら、厚生労働省の調査によると、令和 4 年末現在の滋賀県の医師数は 3,575 人で、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を下回っている。

医師数の推移

	平成 26 年		平成 28 年		平成 30 年		令和 2 年		令和 4 年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
医師数	3,149	311,205	3,270	319,480	3,386	327,210	3,496	339,623	3,575	343,275
人口 10 万人当たり	222.4	244.9	231.4	251.7	239.8	258.8	247.3	269.2	253.7	274.7

（出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」）

現在の医療を取りまく環境は、滋賀県のみならず全国的に地域における医師不足の解消が喫緊の課題となっており、平成 20 年以降、地域枠を中心として全国的に医師数は増加してきたが、地域や診療科における医師の偏在は依然として解消していない。国が示し

た「医師偏在指標」によると、滋賀県では特に甲賀保健医療圏は厳しい状況であり、全国平均 255.6、滋賀県の 260.4 に対して 176.8 と医師少数区域に区分されている。

本学ではこれまで、滋賀県における医師不足の解消と地域定着を目的として、平成 10 年度から推薦入試に「滋賀県枠」を設けて、将来、滋賀県に定着して地域医療を担う学生を確保するための入学者選抜を行ってきた。

更に、平成 20 年度以降、全国的に医学部定員が臨時的に増員され、本学においても滋賀県から「滋賀県医師養成奨学金」の奨学金制度を措置いただき、合計 10 名（一般入試 8 名、学士編入学 2 名）の定員増を行った。

平成 22 年度の「経済財政改革の基本方針 2009」、平成 23 年度の「新成長戦略」、平成 29 年度に延長が認められた「緊急医師確保対策」に基づく暫定措置期限を迎えた際には、滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムを構築することにより、効果的な医師確保に取り組んでいきたいと考え 5 名の定員増を行い、令和 6 年度までの滋賀県医師養成奨学金貸与者 132 名のうち現在までの卒業生 72 名中 69 名（95.8%）が滋賀県内の医療機関に就職した。

この度の入学定員増の延長に対して、滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムにより、引き続き地域の医師確保に取り組んでいくため、5 名を再度増員するものである。

学生収容定員の増が可能となれば、地域における医師不足の解消や、病院勤務医の就労環境の改善等、県内地域医療への貢献が期待できる他、具体的には次の事項が期待される。

①増員希望の 5 名は、一般の入学者とは別の選抜枠とし、「滋賀県医師養成奨学金」を入学初年度より奨学金の貸与を受け、卒業後滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加することにより、滋賀県における医師不足地域の解消に繋がることが期待できる。

②増員希望の 5 名は、滋賀県出身者に限らず募集するため、出身都道府県にかかわらず、滋賀県の地域医療に強い意欲を持った者が志願する枠であり、地域医療の貢献に期待される。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の内容

本学では、現在、地域医療への関心と意欲を高めるため、1～2 年次には「早期体験実習」や「地域医療体験実習Ⅰ」という科目で地域における医学・医療の役割や課題について省察させるとともに、地域枠学生に対しては「地域論」及び「全人的医療体験学習」の 2 つの選択科目的履修を強く推奨し、滋賀県の地域的特色や文化への理解を深め、心理面、家族、社会的背景を通して患者を取り巻く状況を幅広く捉えながらケアを行う全人的医療を学んでいる。4 年次の「地域医療体験実習Ⅱ」においては、地域医療の実践現場と体感することにより、地域医療の現状や課題、求められる態度等について学んでいる。また、

5～6年次に「臨床実習」、「学外臨床実習A」や「学外臨床実習B」において、地域医療教育拠点（※概要は4.（3）参照）、診療所や市中病院での医療の実態や問題等、地域医療を学んでいる。

（2）地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

授業科目等	履修学年等	授業概要
①早期体験実習	第1学年前期 (1単位)	夏休みの4日間に、地域で展開されている医療・保健・福祉の現場に参加体験し、そこで働く人々やその活動を通して、また支援を受けている人たちとの交流を通じて、医学・看護学を学んで行く自分の役割や課題について省察することを目的とする。
②地域論	第1学年後期 (2単位)	自分で問い合わせ立て、文献資料を調べたり（もし余力があればフィールドワークを行ったり）すること等を通して、滋賀県の地域的特色および地元の方々の暮らしや文化について理解を深める。
③全人的医療体験学習	第1学年通年 第2学年通年 (1単位)	全人的医療及び全人的医療体験学習についてのオリエンテーションを十分に受けた後、地域の診療所による訪問診療を受療中の一患者及びその家族を約2か月毎に訪問する。これにより、患者側の視点、一般市民が医師に求めているものが何か、良医とは何かななどを一般市民から直接学ぶ。訪問毎に報告書を提出し、半年に1回以上、全人的医療の実践法についての講義と訪問体験に関するフィードバックを受ける。学習終了時に、患者本人と家族、及び診療所主治医から、全人的対応の観点からの評価を受け、体験学習総括レポートを提出する。実習場所：訪問診療の患者様宅 (平成17年度文部科学省医療人GPプログラム「一般市民参加型全人的医療教育プログラム」を継続実施)
④地域医療体験実習Ⅰ	第2学年前期 (1単位)	滋賀県下を中心とした老人保健施設やケアハウス等を併設した複数の医療機関において、見学を中心とした1週間の地域医療体験学習を行う。指導医（者）のもとで地域の医療、介護、福祉などの実際に触れ、多様な経験を重ねることで、卒前教育を充実させることを目的とする。
⑤地域医療体験実習	第4学年前期	学生自らが選択した病院や診療所において、地域医

習 II	(1 単位)	療や高度医療が実践されている現場を体験する 1 週間の実習を行う。学生自らが実習施設を選択することにより、卒後のキャリアを意識した実習とともに、後期から開始される臨床実習に対する意欲の向上を図る。
⑥臨床実習（地域医療教育研究拠点）	第 4 学年後期 第 5 学年通年 (実習期間 : 48 週)	Common disease を持つ患者のもつ問題点を的確に抽出し、初期診療を中心とした診断治療手順を習得するとともに、急性期から慢性期・終末期・在宅医療から介護に至る地域医療の一連の流れを理解し、滋賀県における地域医療に貢献できるための総合診療能力を身につける。臨床実習（地域医療教育研究拠点）は、第 4 ~ 5 学年での臨床実習期間（48 週）中に、原則として全ての学生が、3 拠点（NHO 東近江、JCHO 滋賀、公立甲賀）のうちいずれか 1 拠点で 1 回以上、4 週間の実習に参加できるよう割り振っている。
⑦学外臨床実習 A	第 5 学年後期 (実習期間 : 1 週)	実際に患者さんに接し、これまでに知識として修得してきた医学を実践し、医療について学び、経験を積むことによって、医学知識を問題解決志向型に総合するとともに、医療の基本的技術を習得する。更に、患者さんに対する医師としての態度、生命の尊厳に対する謙虚な態度を身につける。診療所実習は、第 5 学年に 1 週間（4 日間）を割り振っている。 実習場所：診療所、患者さん宅等 （平成 16 年度文部科学省現代 GP プログラム「産学連携によるプライマリ・ケア医学教育」を継続実施）
⑧学外臨床実習 B	第 6 学年前期 (実習期間 : 8 週)	地域医療の実体験を目的とし、平成 11 年度から学外の協力病院での臨床実習を実施している。学外臨床実習は、第 6 学年前期に前期・後期各 4 週間を割り振っている。 実習場所：関連教育病院

（3）卒後臨床研修の概要（特徴）

臨床ならびに医学教育におけるエキスパート医師が多数在籍

- ・全診療科に教育医長を配置した責任体制のもと、教育経験豊かな指導医が約 200 名、身近なロールモデルとなる後期研修医（専攻医）が約 300 名（修了者含む）、

それぞれ在籍している。

卒前卒後だけでなく専門研修へのシームレスな研修で円滑なキャリア形成をサポート

- ・クリニカルクラークシップ専門委員会（卒前）と医師臨床教育センター運営会議（卒後）を有機的に運用し、診療参加型実習の遂行と初期研修医の技術修得に向けて、全診療科の教育医長を中心とした卒前卒後のシームレスな医師臨床教育体制を確立している。
- ・専門研修プログラム協議会が中心となり、新専門医制度に対応した専門研修プログラムの安定的運用と地域でより多くの専攻医や専門医の育成のため、学内外の医師に対して、年に1回「専門医共通講習」の開催等、教育支援を行っている。

地域医療の医師確保に積極的に参加

- ・本院に設置されている滋賀県医師キャリアサポートセンターと医師臨床教育センターが連携・協力して、奨学金を貸与されている学生・研修医と面談し、進路相談などのキャリア形成支援を行っている。
- ・滋賀県（滋賀県医師キャリアサポートセンター含む）が作成している、滋賀県内の医師偏在解消のための「滋賀県医師キャリア形成プログラム」に、中核病院として本院の専門研修プログラム協議会が中心となり参画している。

（4）教育組織体制

本学では、入学者の確保から在学中における所定のカリキュラムの修得を経て卒業後の臨床教育・研究活動に到る一貫した教育を実現するために、アドミッショングセンター、医学・看護学教育センター、医師臨床教育センターを設置して医療人育成を行っている。

（5）教育施設及び設備

今般の定員増は臨時的なものであり、また、前年度と同じ5名の増員であることから、既存の施設及び設備で十分対応可能である。

4. その他の取組

（1）地域「里親」による医学生支援プログラム

本学卒業生が卒業後に滋賀県に定着することを目指し、本学独自の学生支援制度として、“地域「里親」学生支援事業”を実施している。この制度は、平成19年度からの文部科学省の“新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム”（学生支援GP）で“地域「里親」による医学生支援プログラム”が採択されたことに始まる。本プログラムは社会的ニーズに対応する地域医療の担い手を育成することを目的とし、従来の学生支援と連携を図りながら、地域で活躍中の卒業生を“里親”、住民の方（献体登録

者や模擬患者などとして教育にご協力いただいている地域住民)を“プチ里親”とする地域参加型の学生支援の取り組みである。具体的には、滋賀県の保健医療圏をめぐって滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修、将来のキャリアパスを考えるための連続自主講座、里親(プチ里親)との交流会等を実施し、その活動は広報誌「めでる」により地域住民にアピールしている。この事業の成果として、地域「里親」学生支援事業に登録した学生は平成28~令和6年度に医学科73名、看護学科37名が卒業し、医学科で43名、看護学科で22名が滋賀県内の医療機関に就職した(登録者の59.1%)。さらなる地域定着を目指して、この事業を継続改善していく。

(2) 地域医療重点コース

地域医療教育をより一層強化していくため、令和2年度より、地域医療に強い意欲を持った地域枠学生の入学者選抜を行い、地域枠学生には独自のカリキュラムとして「地域医療重点コース」を設置した。

当コースの学生は、滋賀県の奨学金制度による経済支援、滋賀県と滋賀医科大学が協同で設置する「滋賀県医師キャリアサポートセンター」によるキャリア支援のほか、医学・看護学教育センター学部教育部門に設置された地域医療教育検討専門委員会の計画に基づき、地域医療教育研究拠点における早期からの地域医療実習や滋賀県と連携した行政実務研修等の正課外教育プログラムの提供を始めとする学修支援など、より地域医療に重点を置いた教育を受けている。

(3) 地域医療教育研究拠点の設置

本学では、滋賀県内における医師の偏在と滋賀県東近江地域において医師不足となっていた状況から、平成22年度に滋賀県等からの要請により、県による寄附講座として本学に総合内科学講座、総合外科学講座を設置した。東近江市内にある国立病院機構(NHO)滋賀病院(現 東近江総合医療センター)を活動拠点として、医師を出向させ、総合診療の研修指導や地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を開始とともに、平成24年度から、同医療センターにおいて医学科学生の臨床実習を開始した。なお、両講座は平成26年度に、寄附講座から常設の臨床医学講座に組織替えを行い、連携の強化を図った。

また、その後、平成27年度からは地域医療機能推進機構(JCHO)滋賀病院に、令和元年度からは公立甲賀病院にも、それぞれ活動拠点を設置するとともに、JCHO滋賀病院では平成28年度から、公立甲賀病院では令和2年度から、それぞれ医学科学生の臨床実習を開始し、NHO東近江総合医療センターと合わせて3ヶ所の活動拠点において、地域医療を担う医師の養成に努めている。

5. 都道府県との連携

（1）滋賀県医師養成奨学金、滋賀県医学生修学資金の活用

今回の入学定員増により一般選抜に設ける「地域医療枠」5名のほか、定員内的一般選抜に設ける「地域医療枠」2名及び学校推薦型選抜に設ける「地元医療枠」9名を対象に、滋賀県より「滋賀県医師養成奨学金」という奨学金制度が設定され、将来、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院（一般診療所を含む。）で診療業務に従事する意思を有し、本学に入学する者全員が貸与の対象者となる。

また、これ以外の学生についても、滋賀県が設置した「滋賀県医学生修学資金」という奨学金制度を利用し、将来県内の病院において診療業務に従事しようとするものに対する修学資金の貸与を受けることができる。

（2）滋賀県医師キャリアサポートセンターとの協働による支援

地域で活躍する医療人を育成するため、滋賀県との連携により設置した、「滋賀県医師キャリアサポートセンター」と協働し、医学生へのキャリア形成卒前支援プランの実施及び若手医師のための充実した研修プログラムの提供、奨学金等受給者（医学生・医師）との定期的なキャリア形成等に係る面談の実施、総合相談窓口を設置しての若手医師・女性医師へのキャリア形成・就労支援等、医療人育成体制を充実させる。

本学では一般選抜の「地域医療枠」、学校推薦型選抜の「地元医療枠」において、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加する意思を持った者を募集し、滋賀県とともに地域医療を支える人材を育成する。

別記様式第2号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
医学教養科目	プロフェッショナリズム基礎	1前	○	0.5			○	○		1	2	1		1	共同 共同 共同 共同 共同 オムニバス 共同 共同	
	アカデミックスキル	1前	○	0.5			○	○		2	3	2		1		
	自然科学入門	1前					○	○		1	1			1		
	哲学入門	1前	○	1			○			1				1		
	文化人類学	1前	○	1			○			1				1		
	社会学	1後	○	1			○			1				1		
	法学	2前	○	1			○			1				1		
	経済学	3後	○	1			○			1				1		
	認知行動科学 I	2後	○	1			○			1				3	共同 共同 共同	
	認知行動科学 II	3前	○	1			○			1				4		
	生命倫理学	2後	○	1			○			1				3		
	医療倫理学 I	3後	○	0.5			○			1				1		
	医療倫理学 II	4前	○	0.5			○			1				1		
	医療倫理学 III	4後	○	0.5			○			1				1		
	哲学特論	1後					○			1				1		
	歴史学	1前					○			1				1		
	芸術学	2前					○			1				1		
	文学	2後					○			1				1		
	地域論	1後					○			2				1		
	教育学	2前					○			1				1		
	地域文化論	2前					○			1				1		
	人文地理学	1後					○			1				1		
	現代社会と科学	1前					○			1				2	オムニバス 共同 共同	
	ドイツ語圏言語文化研究	1通					○			2				1		
	フランス語圏言語文化研究	1通					○			2				1		
	中国語圏言語文化研究	1通					○			2				1		
	基礎科学研究	2前					○			2				4		
	人間科学研究	2前					○			2				2		
	小計（28科目）	—	—	10.5	21	0	—			14	8	0	1	0	26	
外国語科目	英語 I	1前	○	1			○	○		1					共同 共同	
	英語 II	1後	○	1			○	○		1						
	英語 III	2前	○	1			○	○		1						
	英語コミュニケーション I	1前	○	1			○	○		6	2	2				
	英語コミュニケーション II	1後	○	1			○	○		1				1		
	英語コミュニケーション III	2前	○	1			○	○		1				1		
	医学英語 I	3後	○	1			○	○		1				2		
	医学英語 II	4前	○	0.5			○	○		6	2	2	0	0	3	
専門基礎科目（基礎科学）	小計（8科目）	—	—	7.5	0	0	—			6	2	2	0	0	3	共同 共同
	細胞生物学基礎	1前	○	1			○	○		1						
	分子生物学基礎	1後	○	1			○	○		1						
	生物学実習	1後	○	1.5			○	○		1						
	力学・熱力学	1前	○	1			○	○		1						
	波動・電磁気学	1後	○	1			○	○		1						
	物理学実習	1後	○	1.5			○	○		1						
	医系物理学	2前	○	1			○	○		1						
	物理化学基礎	1前	○	1			○	○		1						
	有機化学基礎	1後	○	1			○	○		1						
	化学実習	1前	○	1.5			○	○		1						
	数理科学 I（解析）	1前	○	1			○	○		1						
	数理科学 II（線形代数）	1後	○	1			○	○		1						
	数理科学 III（確率・統計）	2前	○	1			○	○		1						
	情報科学	1前	○	2			○	○		1			2			
	データサイエンス・AI入門	2後	○	2			○	○		1	2	3		1		
	小計（15科目）	—	—	17.5	1	0	—			4	6	0	4	0	6	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数		授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基礎科目II (医学導入)	医学概論 I	1前	○	1			○			2	4	1		9	オムニバス
	医学概論 II	1後	○	1			○			16	5		1	4	オムニバス
	医学・生命科学入門	1後	○	1			○			3	1			1	オムニバス
	基礎人体機能構造学	1後	○	1	1		○	○		1		1		4	共同
	医療イノベーションの基礎	2前					○	○	○	5		1		3	
	全人的医療体験学習	1通			1		○	○	○	5		3		1	共同
	基礎医学研究入門 I	1通			1		○	○	○					3	共同
	基礎医学研究入門 II	2通			1		○	○	○					3	共同
小計(8科目)		—	—	4	4	0	—			22	6	2	1	0	21
専門科目I (基礎医学)	生化学序論	2前	○	1			○			2	1			2	共同
	代謝生化学	2後	○	2			○			1				3	
	核酸・病態生化学	2後	○	2			○			1				3	
	人体解剖学	2前	○	7			○			5	4	2	1	17	共同
	組織学	2前	○	1			○			1	1			1	
	神経解剖学	2前	○	2			○			3	2			3	共同
	神経形態学	2後	○	0.5			○			1	1			3	
	発生学	2後	○	1			○			2	1			3	共同
	細胞生理学	2前	○	1			○			1	1			5	
	臓器生理学 I	2後	○	2.5			○			1	1			2	
	臓器生理学 II	2後	○	2.5			○			1	1			5	
	薬理学	3前	○	3.5			○			2	1			3	共同
	病態発生学 I	3前	○	3			○			1	1			10	
	病態発生学 II	3前	○	2.5			○			3	1			3	
	腫瘍学	3前	○	1			○			1	1			5	
	微生物・感染症学	3前	○	3			○			3	1			6	
	免疫学	3前	○	1			○			3	2			2	共同
	遺伝・ゲノム医療学	3前	○	1			○			1	2			2	
	研究室配属	3前	○	4			○			1	1				共同
小計(19科目)		—	—	41.5	0	0	—			25	12	2	3	0	57
専門科目II (臨床・社会医学)	診断学序論	3後	○	1			○	○		3	1	1		3	オムニバス
	循環器系	3後	○	2			○			5	1	4	3	10	
	呼吸器系	3後	○	1.5			○			3	3	2		10	
	神経系	3後	○	1.5			○			4	2	2		15	
	眼・視覚系	3後	○	1			○			1	1		1	9	
	耳鼻・咽喉・口腔系	3後	○	1.5			○			2	1	2	1	6	
	精神系	3後	○	1.5			○			1	1			10	
	血液系	3後	○	1.5			○			1	1			5	
	内分泌・代謝系	3後	○	1.5			○			3	2	1	1	10	
	筋・骨格系	3後	○	1.5			○			4	1	1	1	17	
	皮膚・組織再建系	3後	○	2			○			3	1	1	1	10	
	腎・尿路系	3後	○	1.5			○			5	1	3		9	
	生殖系	4前	○	1.5			○			1	1	2		1	
	消化器系	4前	○	1.5			○			4	1	3	1	15	
	成長・発達系	4前	○	2			○			1	2		3	16	
	医療安全・感染対策系	4前	○	0.5			○			1	1	1		1	
	麻酔・緩和医療学	4前	○	1			○			3	1	3	1	9	
	臨床検査・薬物治療学	4前	○	0.5			○			3	2			4	
	放射線医療学	4前	○	0.5			○			2	1	2	1	4	
	救急・集中治療学	4前	○	1			○			1	1	1	1	10	
	総合診療・家庭医療学	4前	○	0.5			○			1	1	1		5	
	臨床診断学	4後	○	2.5			○	○		7	3	4	2	20	
	公衆衛生学	4前	○	1.5			○			1	3			7	
	社会医学フィールド実習	4前	○	3			○			1	3			8	
	法医学	4前	○	2			○			1	1			4	
	医療情報学	4後	○	1			○			1	1			4	
	社会医学特論	6前	○	1			○	○		1	2			5	
小計(27科目)		—	—	38	0	0	—			37	25	29	19	0	198

科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目III (臨床実習)	早期体験実習	1前	○	1					○	1	2	2	2		1	共同
	附属病院体験実習	1後	○	1					○	3	1	1	1		1	共同
	地域医療体験実習I	2前	○	1					○	1		1			1	
	地域医療体験実習II	4前	○	1					○	2		1				
	臨床実習入門	4後	○	2					○	3	3	1	1			オムニバス
	臨床実習I (内科A)	4後～5通	○	4					○	2	1	3	1		13	
	臨床実習I (内科B)	4後～5通	○	4					○	1	1	2	2		13	
	臨床実習I (内科C)	4後～5通	○	4					○	1	1	2	1		13	
	臨床実習I (内科D)	4後～5通	○	2					○	1	1	1	1		11	
	臨床実習I (腫瘍内科)	4後～5通	○	1					○	1		1			5	
	臨床実習I (小児科)	4後～5通	○	4					○	1	2		4		19	
	臨床実習I (精神科)	4後～5通	○	2					○	1	1				12	
	臨床実習I (皮膚科)	4後～5通	○	2					○	1		1	1		12	
	臨床実習I (外科A)	4後～5通	○	3					○	2		1	1		7	
	臨床実習I (外科B)	4後～5通	○	2					○	1	1	2	1		12	
	臨床実習I (整形外科)	4後～5通	○	2					○	3	1		1		10	
	臨床実習I (脳神経外科)	4後～5通	○	2					○	1	1	1	1		20	
	臨床実習I (形成外科)	4後～5通	○	1					○	1		1			3	
	臨床実習I (耳鼻咽喉科・頭頸部外科)	4後～5通	○	2					○		1	1	1		6	
	臨床実習I (母子診療科・女性診療科)	4後～5通	○	2					○		1	2			11	
	臨床実習I (泌尿器科)	4後～5通	○	2					○	1	1	2			5	
	臨床実習I (眼科)	4後～5通	○	2					○	1	1		1		4	
	臨床実習I (麻酔科)	4後～5通	○	2					○	1	1	3	1		12	
	臨床実習I (放射線科)	4後～5通	○	1					○	1	1	3	1		25	
	臨床実習I (歯科口腔外科)	4後～5通	○	0.5					○	1		1	1		1	
	臨床実習I (リハビリテーション科)	4後～5通	○	0.5					○				1		1	
	臨床実習I (病理診断科・臨床検査科)	4後～5通	○	0.5					○	1	1	1	1		3	
	臨床実習I (救急集中治療部)	4後～5通	○	2					○	1	1	1	1		8	
	臨床実習I (医療安全管理部・感染制御部)	4後～5通	○	0.5					○	1		1				
	臨床実習II	5後	○	6					○	1						
	学外臨床実習A	6前	○	1					○	1						
	学外臨床実習B	6前	○	8					○	1						
小計 (32科目)		—	—	69	0	0	—			29	17	32	24	0	229	
合計 (137科目)		—	—	188	26	0	—			53	38	31	27	0	381	
学位又は称号	学士 (医学)			学位又は学科の分野			医学関係									
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等								
原則として6年間在学し、【医学教養科目】16.5単位以上 (必修科目10.5単位と選択科目6単位以上) 、【外国語科目】7.5単位必修、【専門基礎科目】21.5単位必修、【専門科目】148.5単位必修し、合計194単位以上修得していること。								1学年の学期区分							2期	
								1学期の授業期間							15週	
								1时限の授業の標準時間							90分	

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

1. 収容定員を増加する組織の概要	2
2. 人材需要の社会的な動向等	2
3. 学生確保の見通し	3
4. 収容定員を増加する組織の定員設定の理由	3

1. 収容定員を増加する組織の概要

(1) 収容定員を増加する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

収容定員を増加する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
滋賀医科大学医学部医学科	95	2年次 15	620 (完成年度)	滋賀県大津市瀬田月輪町

(2) 収容定員を増加する組織の特色

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とし、また、滋賀県内唯一の医師養成機関として県内の医療を支える医師を養成するとともに、その定着を図ってきた。

令和8年度及び過年度の医学部医学科の臨時定員増に関する教育内容としては、「学則の変更の趣旨等を記載した書類」p 3 「3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容」に記載したとおり、地域医療への関心と意欲を高めるための授業科目等を開設しているところである。

令和8年度増員する5名も、それが認められれば、地域における医師不足の解消や、病院勤務医の就労環境の改善等、県内地域医療への貢献が期待できるほか、具体的には次の事項が期待される。

①増員5名は、一般の入学者とは別の選抜枠とし、「滋賀県医師養成奨学金」を入学初年度より奨学金の貸与を受け、卒業後滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加することにより、滋賀県における医師不足地域の解消に繋がることが期待できる。

②増員5名は、滋賀県出身者に限らず募集するため、出身都道府県にかかわらず、滋賀県の地域医療に強い意欲を持った者が志願する枠であり、地域医療の貢献に期待される。

2. 人材需要の社会的な動向等

(1) 収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」p 2 「2. 学則変更（収容定員変更）の必要性」に記載のとおり、医師数の推移は、厚生労働省の調査によると、令和4年末現在の滋賀県の医師数は3,575人で、人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回っている。

更に、国が示した「医師偏在指標」によると、滋賀県では特に甲賀保健医療圏は厳しい状況であり、全国平均255.6、滋賀県の260.4に対して176.8と医師少数区域に区分されている。

令和8年度の入学定員増は、地域や診療科における医師の偏在が依然として解消されていないことから、滋賀県と協議のうえ、地域医療機関と連携した医師養成プログラム等により、引き続き地域の医師確保に取り組んでいくため、前年度に引き続き5名の増員を行おうとするものである。

(2) 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

中央教育審議会（第137回）の参考資料集の「18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移」を見ると、18歳人口は平成以降減少が続いており、令和8年度以降も同様であ

る。

一方、別紙1の「収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況」の「出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）令和7年度」を見ると、滋賀県が位置する近畿圏が占め、その合計74名は全入学者数に対して約8割を占める。

また、本学医学部医学科の入学定員は、別紙2の「既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）」のとおり充足している。

（3）収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

前述のとおり、医学部医学科入学者の出身高校は近畿圏が占めているが、増員の趣旨から、学生確保に向けて、後述「3. 学生確保の見通し」の「（1）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果」の取組を継続して行う予定である。

（4）既設組織の定員充足の状況

医学部医学科において、これまで臨時的な入学定員5名の増員を実施してきたが、別紙2の「既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）」のとおり入学定員は充足しており、令和8年度に5名増員した場合でも充足は可能と見込まれる。

3. 学生確保の見通し

（1）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

本学では、地域医療に关心をもつ志願者を増やすために、滋賀県下・京都府下の高校への訪問を行っている。高校への訪問では、平成28年度から当該高校出身の本学教員から直接本学のアピールを行うだけでなく、地域枠に関する説明などを行い、志願者確保対策に取り組んでいる（別紙3参照）。

さらに、年数回にわたり主に県内の進学校と連携し、講義や実習などの「高大連携事業」を行っている。その際、人体模型、骨格標本、ヒト病理標本、バーチャルスライドシステムを有する「メディカルミュージアム」など学内施設の見学を実施して、県内高校生への進学の動機付けを図っている。

また、滋賀県内の中・高生を対象に、医科大学ならでは講義等を行い、理科教育に关心を寄せる機会を提供している。

これらの取組は今後も継続して行う予定である。

（2）競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

本学は滋賀県内唯一の医師養成機関であり県内に競合校は無く、入学者も前述のとおり確保している。

4. 収容定員を増加する組織の定員設定の理由

今回の入学定員5名増は、前述のとおり、地域における医師不足の解消等に向けて、滋賀県と協議のうえで申請するものである。

収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県） 、令和 7 年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	京都府	28人	29. 5%
2	滋賀県	25人	26. 3%
3	大阪府	14人	14. 7%
4	兵庫県	7人	7. 4%
5	愛知県	5人	5. 3%
	東京都	5人	5. 3%
	全 体	95人	100. 0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合や収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合に作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○収容定員を増加する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	滋賀県	28. 42%	18. 95%	26. 32%

※ 2 校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を増加する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	医学	1. 00%	1. 00%	1. 00%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

別紙2

大学学部学科等名：滋賀医科大学医学部医学科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均
総合型選抜	募集人数						#DIV/0!
	延べ人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
		うち追加合格者数					#DIV/0!
		辞退者数					#DIV/0!
	実人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
		うち追加合格者数					#DIV/0!
		辞退者数					#DIV/0!
学校推薦型選抜	入学者数						#DIV/0!
	募集人数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	延べ人数	志願者数 95人	受験者数 95人	合格者数 35人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	121人 120人
		志願者数 95人	受験者数 114人	合格者数 35人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	134人 133人
							138人 137人
							35人
	実人数	志願者数 95人	受験者数 114人	合格者数 35人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	123人 123人
							134人 133人
							138人 137人
	入学者数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
一般選抜	募集人数	60人	60人	60人	60人	60人	60
	延べ人数	志願者数 250人	受験者数 207人	合格者数 60人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	306.2
		志願者数 250人	受験者数 405人	合格者数 62人	うち追加合格者数 2人	辞退者数 2人	219人 194人
							268人 229人
							389人 223人
							61.2
	実人数	志願者数 250人	受験者数 207人	合格者数 60人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	1.2
							212.6
							306.2
	入学者数	60人	60人	60人	60人	60人	60
共通テスト利用入試	募集人数						#DIV/0!
	延べ人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
		うち追加合格者数					#DIV/0!
		辞退者数					#DIV/0!
	実人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
		うち追加合格者数					#DIV/0!
		辞退者数					#DIV/0!
その他の特別選抜	入学者数						#DIV/0!
	募集人数						#DIV/0!
	延べ人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
		うち追加合格者数					#DIV/0!
		辞退者数					#DIV/0!
	実人数	志願者数					#DIV/0!
		受験者数					#DIV/0!
		合格者数					#DIV/0!
合計	入学者数						#DIV/0!
	募集人数	95人	95人	95人	95人	95人	95人
	延べ人数	志願者数 345人	受験者数 302人	合格者数 95人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	427人 333人
		志願者数 345人	受験者数 324人	合格者数 97人	うち追加合格者数 2人	辞退者数 2人	402人 362人
							527人 360人
							96人
							1人
	実人数	志願者数 345人	受験者数 302人	合格者数 95人	うち追加合格者数 0人	辞退者数 0人	427人 333人
							527人 360人
							96人
	入学者数	95人	95人	95人	95人	95人	95人

3. 入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95
入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
歩留率	1.00	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99

(備考)

令和4年度の一般選抜の受験者数は2段階選抜実施後の数。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：滋賀医科大学医学部医学科、高校訪問

	R6年度入試	R7年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	290人	232人	①取組概要：滋賀県下、京都府下の高校を訪問し、本学医学部の特徴や入試制度を伝える取組。
うち受験対象者数 (b)	92人	91人	参加者総数：高校訪問に参加した医学科志望の高校生数。 受験対象者数：上記のうち、高校3年生の数。
うち受験者数 (c)	100人	114人	受験者数：高校訪問に訪れた高校からの受験者数（一般+推薦を合計した数なので、同一の受験者を重複して数えている場合がある）
うち入学者数 (d)	31人	27人	入学者数：高校訪問で訪れた高校からの入学者数
(受験率 c/b)	108.7%	125.3%	
(入学率 d/b)	33.7%	29.7%	

教

員

名

簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
1	学長	ウエモト シンジ 上本 伸二 <令和2年4月>		博士（医学）		滋賀医科大学 学長 (令和2年4月～令和8年3月)